

## 理事の職務権限規程

### 一般社団法人日本粉体工業技術協会

#### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本粉体工業技術協会（以下「この法人」という。）の定款に基づき、理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

#### (理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

#### (会 長)

第4条 代表理事である会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (副会長)

第5条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に係る職務を代行する。ただし、代表理事たる会長の代表権に係わる職務権限を除く。

#### (専務理事)

第6条 業務執行理事である専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (3) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に係る職務を代行する。ただし、代表理事たる会長の代表権に係わる職務権限を除く。

(常務理事)

第7条 常務理事は、常務会に出席し、理事会に附議すべき事項等を審議するほか、この法人の運営等について意見を述べる。

(代行順序の決定)

第8条 第5条(2)項、第6条(3)項に規定する順序については、理事改選時の理事会において決定するものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

この規程は、一般社団法人日本粉体工業技術協会の設立登記の日から施行する。また、この規程の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

平成23年 5月12日 制定